			［略］
		二十六　教育訓練研究本部の部の所掌事務を分掌する課の長又は統合幕僚学校国際平和協力センター長の指揮監督を受け、次号及び第二十八号に規定する官職の事務を総括し、研究を行う官職の属する職制上の段階	
	［略］		［略］
［略］			
			［同上］
	［同上］	二十六　研究本部の部の所掌事務を分掌する課の長又は統合幕僚学校国際平和協力センター長の指揮監督を受け、次号及び第二十八号に規定する官職の事務を総括し、研究を行う官職の属する職制上の段階	［同上］
［同上］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年三月二十七日から施行する。

（自衛官の服制に関する経過措置）

2　この省令の施行の際現に陸上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第二㈠イの規定による冬服上衣、冬服ズボン、女性冬服上衣、女性冬服スカート、女性冬服ズボン、第一種夏服上衣、第二種夏服上衣、第三種夏服上衣、夏服ズボン、女性第一種夏服上衣、女性第二種夏服上衣、女性第三種夏服上衣、女性夏服スカート、女性夏服ズボン、正帽、女性正帽、略帽、ワイシャツ、女性ワイシャツ、ネクタイ、外とう、女性外とう、雨衣、短靴、女性短靴、帽章、階級章、バンド及び陸曹候補者き章、同表㈠ロの規定による第一種礼服冬上衣、第二種礼服冬上衣、第一種礼服冬ズボン、女性第一種礼服冬上衣、女性第二種礼服冬上衣、女性第一種礼服夏上衣、女性第二種礼服夏上衣、女性第一種礼服スカート、女性第二種礼服スカート、第一種礼服夏上衣、第二種礼服夏上衣、第一種礼服夏ズボン、第二種礼服夏ズボン、腹飾帯、女性腹飾帯、礼帽、女性礼帽、夏礼帽、第一種ワイシャツ、第二種ワイシャツ、女性第一種ワイシャツ、女性第二種ワイシャツ、ネクタイ、女性ネクタイ、第一種礼服用短靴、女性第一種礼服用短靴、第一種礼服用飾緒（陸将及び陸将補に限る。）及び礼帽用帽章、同表㈡ロの規定によるバンド、同表㈡ロの規定による第一種演奏服冬服上衣、女性第一種演奏服冬服上衣、女性第二種演奏服上衣、第一種演奏服冬服ズボン、女性第一種演奏服冬服ズボン、女性第二種演奏服スカート、第一種演奏服夏服上衣、第三種演奏服上衣、女性第一種演奏服夏服上衣、女性第三種演奏服上衣、第一種演奏服夏服ズボン、女性第一種演奏服夏服ズボン、第一種冬正帽、女性第一種冬正帽、女性第二種冬正帽、第一種夏正帽、女性第一種夏正帽、女性第二種夏正帽、第一種ワイシャツ、女性第一種ワイシャツ、女性第二種ワイシャツ、第一種ネクタイ、女性第一種ネクタイ、女性第二種ネクタイ、外とう、女性外とう、女性腹飾帯、第一種短靴、女性第一種短靴、第一種飾緒、第一種帽章、第一種階級章、第一種バンド、第二種バンド及び陸曹候補者き章並びに海上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第三㈠イの規定による第二種夏服上衣、第二種夏服ズボン、女性第二種夏服上衣及び女性第二種夏服ズボンは、それぞれ改正後の自衛隊法施行規則別表第二及び別表第三の規定にかかわらず、当分の間、これを用いることができる。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　八四〇円（本体七八〇円）　（配送料別）